

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省安全衛生部化学物質対策課長

石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について

石綿ばく露防止対策の促進のためには、自治体等関係団体との連携を密にし、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る関係法令に基づく届出の情報を把握していく必要がある。

平成 17 年 7 月 28 日基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」第 2 の 1 により「地方公共団体には、対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、地方公共団体の各担当部署との連携を密にすること。」とされているところである。

今般、これら取組を一層促進するため、関係省庁担当部局と連携し、別添のとおり全国の好事例を集め、それぞれの担当部局から都道府県の関係部局に通知の上、当該事例をすることによるさらなる情報共有の促進をお願いすることとした。

については、別添事例を参考に、都道府県等に設置しているアスベスト対策の関係機関の連絡会議等を活用して、関係部署と連携を密に図り、情報共有を促進されたい。

なお、関係部署との協議に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 2 項第 3 号に掲げる「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は、行政機関の長は、利用目的以外の目的のために個人情報を提供することができることも踏まえ、都道府県等と必要な調整を行うこと。

併せて、関係省庁担当部局と合同で別添パンフレットを作成したので、窓口等で配布し、届出の履行義務確保を図られたい。